

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0334

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 12 日	支出額	4,610 円
項目	事務所費	充当額	4,149 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	来客用茶菓代		
備考	自民党県議団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0334

(2/2)

忠治茶屋

〔領収書〕
忠治茶屋本舗
群馬県伊勢崎市上蓮町657
TEL:0270-32-0124
登録番号:12070001014568

2025/04/12 11:56:06
レジ:0003 担当:0001
伝票名:伝票00030863
取引No:00030250412115500730

ご来店ありがとうございます。

・【真空パック】焼まんじゅう5本
¥850 1点 ¥850
・【真空パック】焼まんじゅう10本
¥1,700 2点 ¥3,400
・焼まんじゅうのたれ
¥120 3点 ¥360

小計 6点 ¥4,610

合計 ¥4,610
(内消費税等 ¥341)
(8%軽減対象 ¥4,610)
(内消費税等 ¥341)
クレジット(AiPay) ¥4,610
お支払い ¥4,610
お釣り ¥0

*印は軽減税率(8%)適用商品

上記正に収めました

営業時間:10-17:30
火曜日定休

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0375

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 14 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（4 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-04-14	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N048	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 07-04-14		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0376

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 14 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（5 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-04-14	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N053	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-04-14		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

駐車場 貸貸借契約書

(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2		
	名 称	町田駐車場	指定場所	

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	■■■■■■■■■■
---------	----------	------	------------

契約期間	2025年 4月1日 から 2026年 3月31日 までの 1 年間
------	------------------------------------

賃料（駐車場使用料）	月額 4,000円（消費税含）
支払期限： ①. 毎月末日までに翌月分を支払う。 ②. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。	
支払方法	①. 口座振替 ②. 振込 ※振込手数料は、借主負担とする。
	③. 持参 持参先：

貨主	氏名	
	住所	〒

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

貸主代理人	氏名	
	住所 〒	

管理番号

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年3月1日

甲（貸主）	氏 名	代理人	電 話
	住 所		
乙（借主）	氏 名 (商号及び代表者)	武内 政文	電 話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
緊急連絡先	氏 名	武内 政文	電 話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
宅地建物 取引業者	商号（名称）	宮田精一事務所	代表者 宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話 049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事（2）第23444号	
宅地建物 取引士	氏 名		登録番号
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0410

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 15 日	支出額	45,440 円
項目	事務所費	充当額	40,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 4 月分		
備考	45000+440=45440		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*** ****	
取扱店	お取引日	時刻	
37702	07-04-15	16:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥45,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (硬 貨) 円	
万円 千円 千円			
お振込明細またはご案内			
お受取人 [Redacted]			
登録番号 0001			
オハナアキヒトセイムカット ユツ ムシヨ様			
ご依頼人			
電話番号		[Redacted]	
取扱番号		500003	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****	

貸家賃貸借契約書
貸賃人 尾花球仁 氏事務所 尾花球仁 氏事務所 尾花球仁 氏事務所
との間に、次のとおり貸家賃貸借契約を締結します。

- 第1条 (貸借物の表示) 貸賃人はその所有する次に表示の貸賃を賃借人に貸賃し、賃借人はこれを賃借することを
示します。
上庄市本町1-1-5
鉄骨造 陸屋根 3 階 2 階
室 31 平方メートル (号室)
第2条 (賃借期間) 賃借物の期間に 年 月 日から 年 月 日までの 3 年間とします。ただし、賃賃人・賃借人は、協議
のうえで本契約を更新することができます。ただし、賃賃人・賃借人は、協議
第3条 (賃 料) 賃賃は1か月金 45,000 円とし、賃賃人は毎月 25 日までに 前 月分を
賃賃人の住所に送金もしくは現金で支払うものとします。ただし、その賃賃が経済事情の悪化、公租公課の
増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃賃人は、契約期間中であっても、賃賃の増額の
請求をすることができるものとします。また、本件貸賃の一部が、火災その他の災害で滅失したとき (た
だし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り) は、賃賃人は、契約期間中であ
っても、賃賃人と協議に基づき、当該滅失部分に相当する賃賃を減額することができるものとします。
第4条 (敷 金) 賃賃人は敷金として金 45,000 円を賃賃人から申し受けるものとします。敷
金は賃賃借物その他の本契約に基づいて生ずる賃賃人の賃賃人に対する債務を担保する目的で預けられるもの
であり、利息を付さないものとします。賃賃人の賃賃への充當の範囲、方法およびその返還については本契約
に定めるところによるものとします。政治事務所
第5条 (使用目的) 賃賃人は、賃賃を、賃賃の目的で使用するし、他の用途に使用してはなりません。
第6条 (転賃等の禁止) 賃賃人は、賃賃借物を譲渡し、もしくは本件賃賃を転賃し (転賃、共同使用等事実上賃賃借
の譲渡、転賃と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃賃人の承諾なしに改修、改築、模様替え等
をしてはなりません。また、賃賃人は、本件賃賃の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃賃人の承諾を得な
ければなりません。ただし、賃賃人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃賃人がその旨知ったにもかかわらず、
賃賃人が相当期間内に必要修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限
りではありません。
第7条 (当然終了) 本件賃賃が、火災その他の災害で滅失したときは、本契約は当然に終了します。
第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃賃人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することが
できるものとします。
一、賃賃人の使用に供している本件賃賃の一部が火災その他の災害で滅失したとき、これにより本契約
の目的を達成することができないとき。
二、賃賃人の事前承諾なく、本件賃賃の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
三、賃賃人の事前承諾なく、賃賃人が賃賃借物を譲渡し、または本件賃賃を転賃するとき。
四、賃賃人が自身あるいは契約締結時に賃賃人に申告した家族以外の者に賃賃人の事前承諾なく本件賃賃
を占有させたとき。
五、長期不在により賃賃借物の使用を継続する意思がないと認められるとき。
六、賃賃人につき仮差押、假処分または強制執行を受けたとき。
七、賃賃人に対し競売、破産、特別清算、更生再生または会社更生の申立があったとき、あるいは賃賃人が
自らこれら手続の申立をしたとき。
八、賃賃人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
九、賃賃人独自の手段小知手段不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
十、賃賃人の居置または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃賃の履行が困難になる恐れがあると認めら
れる相当の事由があるとき。
十一、立社会勢力との関係において、(i)賃賃人または賃賃人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ii)
反社会的勢力が賃賃人の経営に実質的に関係していると認められるとき、(iii)賃賃人が反社会的勢力を利
用したと認められるとき、(iv)賃賃人が反社会的勢力に対して資金等を提供もしくは便宜を供するな

- との関与が認められるとき、(v)賃賃人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは
暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、
暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会
屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜者または特殊な暴力団員、その他これに関連または準ず
る者をいいます。
2 賃賃人が、(i)賃賃の支払いを怠ったとき、(ii)賃賃の支払いを後援にわたって遅延したとき、(iii)本契約に定
める使用目的以外の用途に使用したとき、(iv)その他本契約に違反したときにおいて、賃賃人はこれを是正する
よう催告をし、催告期間を経過した後にこれが正されないときは、本契約を解除することができるものと
します。ただし、(i)および(ii)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、こ
れに拠るものとします。
第9条 (使用上の注意) 賃賃人は、賃賃内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなり
ません。
第10条 (損害賠償等) 賃賃人 (その家族を含みます) の責に帰すべき事由により本件賃賃を汚損、破損したときは、
賃賃人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃賃人の負担とし、その支払を賃賃人の定めた方法で文
字交付するものとします。
第12条 (賃賃人の解約申入れ) 賃賃人は賃賃人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることがで
きます。ただし、賃賃人は予告に代え1か月の賃賃相当額を賃賃人に支払って即時に解約することができます。
第13条 (延滞賃金等への充当等) 敷金にに転賃をつけないものと、賃賃人が賃賃の支払いを怠ったとき、または第
10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃賃人は本契約終了前であってもその敷金をもってその滞
に充当することができるものとします。この場合、賃賃人は賃賃人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金と
して交付しなければなりません。
第14条 (敷金の返還) 賃賃人は、賃賃借契約が終了し、賃賃人から賃賃の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に
敷金を賃賃人に返還しますが、延滞賃金もしくは第10条の損害賠償金額があるときは、または第16条に定める
賃賃人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還する
ものとします。
第15条 (修繕料等の不請求) 賃賃人は、本件賃賃の明渡しに際し、賃賃人に対し、修繕料、立退き料その他これらに
類する金銭上の請求をしないものとします。
第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃賃人は、本件賃賃の返還に際し、自己の所有または保管する物件を全部
取去し、本契約中に賃賃人が造作・加工・設置したものがあれば賃賃人が取去を求めない旨表明した場合を除
いてすべてこれを取去し、本件賃賃を原状に復したうえで (ただし、通常の使用および収益によって生じた本
件賃賃の損耗ならびに本件賃賃の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、賃賃人の立会を求め、
本件賃賃の引渡しをするものとします。
第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃賃の支払い等本契約に基づく賃賃人に対する賃賃人の一切の債務について保証
し、本契約に定める賃賃 年分を上限として、賃賃人と連帯して敷金の金を負うものとします。
第18条 (合意事項) 本契約に關する紛争については、賃賃人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とするに各
当事者は合意しました。
第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、
各自署名捺印のうえ、各1通を所持します。 令和5年7月6日

賃賃人 現住所 氏名
賃賃人 現住所 氏名
連帯保証人 現住所 氏名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0432

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 16 日	支出額	2,000 円
項目	事務所費	充当額	1,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	消耗品 事務所浄化槽用殺虫プレート（小）× 2		
備考	事務所浄化槽維持管理のため		

登録番号T5030001061785	
№ 00025	
領 収 書	
金 2000 円 (月分) 内税 10% (81 円)	
金子ゆう太県政調直事務所 様	
様	
浄 化 槽	殺虫剤 ト 小 × 2
維 持 管 理	
汲 取 (従量制)	本 _____ 台 ℓ
上記のとおり領収しました。	
R7年 4 月 16 日	
高松商事株式会社	
TEL 048(541)4414 (代)	
取 扱 者 印	

鴻巣市指定様式

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(1/11)

日付	令和 7 年 4 月 16 日	支出額	6,093 円
項目	事務所費	充当額	6,093 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	岡田しずか政務活動費事務所 電気代 令和 7 年 4 月から令和 8 年 1 月		
備考	所沢市小手指町 1-30-202 号室 従量電灯 B 15A 10 ヶ月分 内訳 4 月 570 円、5 月 604 円、6 月 658 円、7 月 762 円、8 月 589 円、9 月 633 円、 10 月 539 円、11 月 571 円、12 月 544 円、1 月 623 円		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(2/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥570 -		
(うち消費税相当額 ¥51)		
2025年 04月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 4月16日		
事業所	支社 (事業所コード411)	
地区番号		
お客さま番号		
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	3月 5日～4月 3日	
ご使用量	4kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社 TEPCO		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(3/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥604 -		
(うち消費税相当額 ¥54)		
2025年 05月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 5月19日		
事業所	支社 (事業所コード411)	
地区番号		
お客さま番号		
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	4月 4日 ~ 5月 6日	
ご使用量	5kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社		
TEPCO		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(4/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥658 -		
(うち消費税相当額 ¥59)		
2025年 06月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 6月16日		
事業所	支社 (事業所コード411)	
地区番号		
お客さま番号		
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	5月7日～6月3日	
ご使用量	7kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社		
TEPCO		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(5/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥762 -		
(うち消費税相当額 ¥69)		
2025年 07月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 7月16日		
事業所	支社 (事業所コード411)	
地区番号		
お客さま番号		
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	6月 4日～ 7月 3日	
ご使用量	11kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社 TEPCO		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(6/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥633 -		
(うち消費税相当額 ¥57)		
2025年 09月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 9月16日		
事業所	支社 (事業所コード411)	
地区番号		
お客さま番号		
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	8月5日～9月2日	
ご使用量	7kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社		
TEPCO		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(7/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥539 -		
(うち消費税相当額 ¥49)		
2025年 10月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 10月16日		
事業所	支社 (事業所コード411)	
地区番号		
お客さま番号		
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	9月 3日～10月 2日	
ご使用量	3kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社 TEPCO		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(8/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥571 -		
(うち消費税相当額 ¥51)		
2025年 11月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 11月17日		
事業所	支社 (事業所コード411)	
地区番号		
お客さま番号		
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	10月3日～11月4日	
ご使用量	4kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社		
TEPCO		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(9/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥ 544 -		
(うち消費税相当額 ¥49)		
2025年 12月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 12月16日		
事業所	[redacted] 支社 (事業所コード411)	
地区番号	[redacted]	
お客さま番号	[redacted]	
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	11月 5日～12月 3日	
ご使用量	3kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社 TEPCO		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(10/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 03月 04日
岡田 しずか	御中様	
¥623 -		
(うち消費税相当額 ¥56)		
2026年 01月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 1月16日		
事業所	支社 (事業所コード411)	
地区番号		
お客さま番号		
ご契約住所	埼玉県南埼玉市小手指町1丁目30-20 202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B・15A	
使用期間	12月 4日～1月 5日	
ご使用量	6kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社 TEPCO		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0433

(11/11)

電気料金等領収実績票		発行年月日 2026年 07月 10日
岡田 しずか	御中様	
¥589 -		
(うち消費税相当額 ¥53)		
2025年 08月分		
上記料金をご指定の口座よりお振替済です。		
領収月日 8月18日		
事業所	[redacted] 株式会社 (事業所コード411)	
地区番号	[redacted]	
お客さま番号	[redacted]	
ご契約住所	埼玉県所沢市小手指町1丁目30-20202	
ご契約名義	岡田 しずか 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B - 15A	
使用期間	7月4日～8月4日	
ご使用量	5kWh	
当帳票は、過去に領収した情報を実績として公開するものです。 別途発行している「電気料金等領収証」とは異なります。		
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社		
TEPCO		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0457

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 17 日	支出額	225,000 円
項目	事務所費	充当額	157,500 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	4 月、5 月、6 月 事務所借上げ代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0457

(2/2)

埼玉県議会自由

占付欄

クレジットカードサービス
お取扱明細票

当票ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票
もどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金額・店番・機番・通番
07 04 17	12510459-0012
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-	*****
お取引金額	
お引出	
金額 ¥550	通帳残 取扱金額
時刻 08:50	¥225,000*
証明コード	お取引場所

川口信用金庫

印紙税申告納
印紙税申告済

余白に記載すること

建物質借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という))は、次のとおり、建物質貸借契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃貸借する

建物の表示; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構 造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲)

賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0490

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 18 日	支出額	130,770 円
項目	事務所費	充当額	104,616 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所家賃 4 月分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

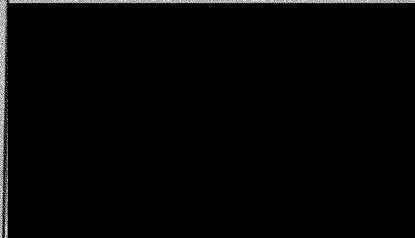
取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
50503	07-04-18	12:01
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥770
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		1 G 認証 (硬貨)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0003

ご依頼人

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 400056

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所用建物賃貸借契約書

貸 主 (甲)



借 主 (乙)

木 下 博 信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

17 賃貸借の目的物件							
建物名称・所在地等	名 称		家建物を事務所として賃貸借				
	所 在 地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号				
	建て方	一戸建	構 造	木 造		工事完了年	
				二 階 建 て		平成12年完了 以後大規模修繕等なし	
住戸部分	間 取 り		1 階 2LDK		2 階 3K納戸付		
	面 積		135,22㎡		(それ以外にバルコニーあり)		
	設 備 等	ト イ レ		有 り		特記事項なし	
		浴 室		有 り			
		洗 面 台		有 り			
		洗 濯 機		有 り			
給湯設備		有 り					
設 備 等	ガスコンロ		有 り				
	冷暖房設備		有 り				
	備え付け照明設備		有 り				
設 備 等	鍵		3 個				
	使用可能電気容量		5 0 アンペア				
	ガ ス		都市ガスあり				
付属施設	上 下 水 道		公共上下水道・浄化槽あり				
	駐 車 場		含 む				
	バイク置場		含 む				
	自転車置場		含 む				
	物 置		含 む				
庭		含 む					

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃 料 等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

[Redacted]

木下 博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0491

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 18 日	支出額	60,000 円
項目	事務所費	充当額	54,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため。 事務所賃料 4 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団 事務所賃料		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0491

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細			
ご利用ありがとうございました。			
●お取引金額をお確かめください。			
●お取引後残高欄の金額頭部に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。			
お 取 扱 日	取扱店番	機番	取 扱 番 号
7-04-18	092	42	1540
金融機関コード	口座番号		
1250	***		
万円	5 千円	2 千円	千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円
お 取 引 内 容		お 取 引 金 額	
お引き出し		¥60,000	
取扱時間	受付番号	お 取 引 後 残 高	
15:24	0001		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥0手数料	¥0
埼玉縣信用金庫			
小川支店			
普通預金 6203661			
ユ) ハシモトシヅムシヨ 様			
ご依頼人 電話 0493-81-4896			
コウホ ケンイチセイムカット ウシヅムシヨ 様			

《さいしん》からののご案内 裏面をご覧ください

 埼玉縣信用金庫

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大塚ビル1階
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1
構 造・規 模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和6年6月1日から	3 年 月間	
終期	令和9年5月31日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額	50,000 円	(内消費税等 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等 円・税率 10 %)
保証金(敷金)	なし	円	賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	なし		
		円	円
礼 金		円	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	☒ 振 込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0534

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	
電話番号	

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場		
所在地			
指定区画		利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。

※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に都度お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。

※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるものとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものとする。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの際に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所使用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実を受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
 4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0553

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 21 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（5 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-04-21	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N040	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 07-04-21		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）
が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の
目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とす
る。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支
払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支
払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回
復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲
乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

（乙）